

(別紙)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

伊那市長 白鳥 孝

記

1. 協議した場を設けた区域の範囲

美篤地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年3月24日

3. 当該地区における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	4経営体
個人	23経営体
集落営農（任意組織）	－組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

法人の体制整備を図り法人機能を最大限活用していく。

個別対応で実施する。

6. 地域農業の将来のあり方

美篤地区農業振興センターを基軸とし、①優良な水田地帯をフルに生かし、最大限の米生産と集落営農による共同機械作業によって転作作物の低コスト生産を実施する。②所得確保は専業花卉栽培への転換および水稲と野菜の複合化による専業経営を目指す。③法人と連携し、新規就農者等の確保育成に努める。